

仕 様 書

電気自動車 22 台の売買契約

I 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的

・本県は鉄軌道を中心とした交通網整備の遅れから、毎年自動車保有台数が増加し、部門別の二酸化炭素排出量は運輸部門が最も多く、その削減対策は急務である。

・政府の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの動きや、SDGs実践の観点を踏まえて、本県の公用車を率先して電気自動車又はプラグインハイブリッド車に転換し、電動化に向けた基盤整備を図る。

2 基本方針

(1) 基本的要求要件

- ・給電した電気のみでの走行が可能であること
- ・蓄電している電力を外部に供給するための機能を備えていること
- ・車としての基本的な機能を有すること

3 調達物品名

(1) 調達物品

電気自動車

(2) 車両に関する仕様(Ⅲ その他詳細について参照)

(3) 納入場所

沖縄県庁(別紙:納入場所のとおり)

(4) 納入期限

令和7年3月21日(金)

(5) 納車

納車に係る一切の費用を含める。

また、完成した車両については、各所属の納車希望時期まで受注者側で保管すること。

(6) サービス体制

県内に車両の不具合発生時等に相談窓口となる販売店等を有し、納入先近郊において点検整備を実施する体制、修理等を適切に実施できる体制を構築

することとし、それらを証明する資料を提出すること。

(7) 契約不適合責任、保証

納車する全ての車両について、初期不良等、その他の不具合が見つかった場合は速やかに受注者の責任でメーカーと調整し対処すること。

バッテリーについては、8年間保証またはそれと同等(走行距離16万キロ以内など)の保証を備えていること。

(8) その他

納車時期に関しては、環境再生課及び納車先担当者と綿密に打合せを行うこと。

4 その他

(1) 仕様書等に関する留意事項

入札しようとする車両は、入札時点で製品化されており、かつ「一般社団法人次世代自動車振興センター」が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象車両となっていること。

II 性能、機能以外に関する要件

- 1 納車においては、担当職員の指示に従うこと。
- 2 納車においての運搬、指定場所への搬入に要する費用は発注者の負担とする。
- 3 納車時において、建物等に損傷を与えた場合には、受注者の負担で現状に戻すものとする。
- 4 本仕様にて定めがない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議しその指示によること。
- 5 正常な管理のもとに生じた故障、初期不良等又はその他不具合が見つかった場合は、3年間修理するなどの対応を行うとともに、修理等に係る費用については受注者の負担とすること(メーカー保証の適用)。

III その他詳細について

- 1 件名 電気自動車22台の売買契約
- 2 納入期限 令和7年3月21日(金)

3 納入場所・台数 8施設/22台

4 配車について

電気自動車の納入場所への配車は受注者が行うこと。

5 サービス体制

県内に車両の不具合発生時等に相談窓口となる販売店等を有し、納入先近郊において点検整備を実施する体制、修理等を適切に実施できる体制を構築することとし、それらを証明する資料を提出すること。

6 購入車両

1 車種	電気自動車
2 寸法・定員	全長：4,700mm以下 全幅：1,850mm以下 全高：1,700mm以下 乗車定員：5名以上
3 性能	【環境性能】 交流電力量消費率（WLTCモード）：170Wh/km以下 一充電走行距離（WLTCモード）：250km以上 【動力用主電池】 蓄電容量：35kW以上
4 その他 装備品等	【充電・給電機能】 ・AC200V用の充電用ケーブルが装備されていること ・外部給電機能を有すること ・タイマー充電設定機能を有すること 【塗装】 ・標準色（オプションとして料金が発生しない色）とし、落札後に決定する 【装備等】 ・右ハンドル ・フロアマット（一式） ・ETC ・サイドバイザー（一式） ・バックモニター（駐車時確認用） ・防さびコーティング ・エアバッグシステム（運転席・助手席） ・エアコン ・ドライブレコーダー前後 【ナンバープレート】 ・地方版柄入りナンバープレートの沖縄版（首里城柄/カラー）を取り付けること

7 使用言語

車両に使用する言語は、日本語とする。

8 注意事項

【契約金額に含める費用】

- ・車庫証明の代行費用
- ・車両の登録費、リサイクル料
- ・自賠責保険に係る料金
- ・納入場所への輸送料等、納車に係る費用
- ・地方版柄入りナンバープレート沖縄版の取り付けに係る費用

【契約金額に含めない費用】

- ・任意保険料
- ・車庫証明手数料 ※公共団体は課税対象外
- ・自動車税(種別割、環境性能割) ※公共団体は課税対象外
- ・自動車重量税 ※減免継続予定